

# 公益社団法人 木更津法人会 顧問及び相談役候補者選出規程

## (目的)

第 1 条 この規定は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、顧問及び相談役候補者の選出基準に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用)

第 2 条 この規定は、本会の顧問及び相談役について適用する。

## (顧問)

第 3 条 顧問は、本会の全ての会長経験者とする。  
ただし、本人が辞退した場合は、この限りではない。

## (相談役)

第 4 条 相談役は、千葉県税理士会木更津支部の執行部及び本会の副会長経験者の中から会長が選出する。  
ただし、本会の他の役職に就任した副会長経験者は選出対象としない。

## (改廃)

第 5 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規定は、令和5年4月18日の理事会で承認され令和5年4月19日から適用する。